

# 公益社団法人日本包装技術協会 中部支部規則

(名称および事務局)

第1条 本会は公益社団法人日本包装技術協会・中部支部と称し、事務局を愛知県内に置く。

(目的)

第2条 本規則は、公益社団法人日本包装技術協会の支部運営規則に基づき、本会の活動および運営を円滑に遂行するために定める。

第3条 本会は包装技術等の向上改善を通じて生産、流通および消費の合理化を図り、もって地域諸企業および地域経済の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 調査、研究
2. 研究会、講演会および見学会の開催
3. 研修、教育
4. 技術の指導および相談
5. 資料の蒐集整理および配布
6. 国内関係機関との連絡提携
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は公益社団法人日本包装技術協会の会員のうち主として中部地区に在住する者をもって組織する。

ただし、他地区在住会員の当支部所属および当地区在住会員の他支部所属はこれをさまたげない。

2. 会員は次の2種とする。

(1)正会員

本会の目的に賛同し、入会金および会費を納めた法人または個人

(2)特別会員

学識経験者で役員会において承認されたもの

(役員および任期)

第6条 本会に次の役員を置くことができる。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1)支部長  | 1名  |
| (2)副支部長 | 若干名 |
| (3)役員   | 若干名 |
| (4)監事   | 若干名 |

2. 支部長は本会を代表し、会務を総理する。又、総会および役員会を召集しその議長となる。

副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときはこれを代理する。

役員は役員会を通じて本会の重要会務を審議する。

監事は本会の業務および会計を監査する。

- 第7条 役員は総会において選出し、その任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。
2. 任期中において補充された役員の任期は残任期間とする。
  3. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務をおこなうものとする。

(運営委員会)

- 第8条 本会に運営委員会を置き、さらに業務の運営に必要なときは特別委員会を置くことができる。
2. 委員は業務の企画および運営の具体的方法その他を審議し、その推進にあたる。
  3. 委員長および委員は会員の中より、支部長が委嘱する。

(総会)

第9条 総会は年1回以上開催し、規約の改正その他重要事項を議決する。

第10条 総会の議決は出席者の過半数によって決する。  
可否同数の場合は議長の決するところによる。

(事業年度)

第11条 本会の事業年度は毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 本規則に特に定めない事項については、公益社団法人日本包装技術協会の定款および支部運営規則を準用する。

附 則

この規則は本会発足の昭和39年9月9日から実施する。

昭和39年9月9日制定  
昭和56年5月29日改正  
平成8年8月1日改正  
平成22年10月12日改正  
平成23年11月1日改正  
平成24年5月17日改正